

2022年2月9日(水)

沖縄タイムス(2) 沖縄振法改正案 閣議決定

西銘担当相「早期成立に全力」

保存先:22

沖縄振法改正案 閣議決定

西銘担当相「早期成立に全力」

【東京】政府は8日、3月末に期限を迎える沖縄復興特別措置法などの改正案を閣議決定し、国会に提出した。政府は年度内の成立を目指す。沖縄法改正案では、特区・地域に「従業員の給与増」や「付加価値増」などを要件とする認定制度を導入。法期限を10年とし、「所要の見直し」が必要な場合は、5年以内に実施するとの付則を盛り込んだ。

西銘恒三郎沖縄担当相は同日の記者会見で、「日本復帰50年の節目を迎え、重責を感じる。沖縄の自立的発展と豊かな住民生活を実現できるよう、早期成立に全力で取り組む」と強調。

松野博一官房長官も会見で「特殊事情に起因する課題が引き続き存在することも踏まえ、年度内成立に万全を期す」と述べた。

沖縄法のほか、駐留軍用地跡地利用推進特別措置法

(跡地法)、沖縄復帰特別措置法などの関連法案も国会に提出された。

沖縄法改正案では、離島・本島北部の産業振興や定住促進に関する努力義務を新設。子どもの貧困対策や教育の充実、脱炭素やデジタル社会の実現、文化の担い手育成に関する努力義務も設け、産業振興や賃金の

底上げを図る。

跡地法改正案には、国が「拠点返還地」の指定要件を緩和する特例を創設。法期限を10年延長する。

沖縄復興開発金融公庫法改正案では、軍用地跡地で商業施設などを開発する民間事業者への資金の貸し付け対象を拡大。行政改革推

進法も改正し、沖縄公庫の日本政策金融公庫への統合時期を2032年3月末まで延長する。

復帰特別措置法改正案に

は揮発油税の軽減措置の2年延長や、酒税の段階的削減を明記。泡盛の軽減措置を32年中に、ビール等を26年中にそれぞれ廃止する。